

八丈町農業委員会

第12回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

平成30年3月23日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成30年3月23日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：11番 菊池 勝男委員、12番 奥山 完己委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 報告第3号 前回総会の経過
- 6) 報告第4号 台風21号・22号より生じた塩害による切葉・切花栽培品の回復支援について
- 7) 報告第5号 農地利用状況調査結果と利用意向調査について
- 8) 報告第6号 農地利用配分計画について（農地中間管理事業における東京都指定機関の変更）

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：7名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第12回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員で11番菊池 勝男委員、12番奥山 完己委員お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

平成30年3月23日提出八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用外、
面積・1,206㎡合計筆数1筆となり合計面積は1,206㎡となり、
有償での譲渡とのことです。

譲渡人・●●●●及び●●●●は、共有する者が共に島外在住につき、耕作できない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人・●●●●は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物は、ルスカスの耕作を計画されておられます
参考までの売買価格として200万での取引行うとのことです。

番号2案件の2筆に関しましては 譲渡人及び譲受人の方、同一の方のため、それぞれの農用地まで読み上げた後合計面積、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

番号2、農地の所在・大字●●●番を①農地としております。登記・畑、現況・畑、
農振区分・農用内、面積・1,957㎡

農地の所在・大字●●●番を②農地としております。登記・畑、現況・畑、
農振区分・農用内、面積198㎡

合計筆数は2筆となり合計面積は2,155㎡で、無償での譲渡とのことです。なお番号2農

地2筆ともに現在、利用権による相続前所有者と●●●●さんと同一経営体である夫の●●●●さんとで、賃貸借設定が年間3万の有償にて来年度3月までの契約が取り交わされておりましたが、今回●●●●さんに対象地が相続されまして、これまで活用なされてきた●●●●さんにお譲りいたしたいとの経緯での3条無償移転の申請にございます。

譲渡人・●●●●は相続に至った農地について、自身が島外在住につき、耕作できない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人・●●●●は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。作付予定作物は、ロベレニーの耕作を計画されておられます

続きまして、申請地の説明に移ってまいりますので、番号1農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

続きまして番号2農地の所在・順路等のご説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

主査 それでは、最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人につきましては、全部効率利用・常時従事につきましては、長年の就農経歴から問題ないものと見込んでおります。下限面積につきましても、経営面積69.58aと1aを超えているため問題ありません。地域との調和につきましては、区域に調和した農業を行っていききたいということです。

番号2の譲受人につきましては、夫が認定農業者となっており、同一経営体に含まれますので、全ての要件は満たされるものと見込まれますので許可問題ないものと捉えております。

議長 説明が終わりました。番号1・2の農地合わせて、地区推進委員5番から意見を伺いたいと思います。5番推進委員お願いします。

推進委員5番 事務局の説明どおりかと思ひますが詳しくは地元農業委員のご意見も改めてお伺いしたいと思ひます。

議長 はい。それでは農業委員からの意見を伺いたいと思ひます。6番委員お願いします。

農業委員6番 番号1農地は、従前譲渡人の親族関係にあたる方がこの筆の管理をなされてきた話しを伺っておりますが、その方も島外に住所を移され、今後の管理が出来なくなってしまった状況になり、今回譲受人との売買の話がまとまっていった経緯の様です。その譲受人についてですが、これまでの就農実績からする経営地の拡大は問題無いことに委員の皆さんも異論無い

ものかと見込まれます。

番号 2 農地につきましては、元の所有者は、譲渡人の親御さんになるわけですが、その方の生前の島内でのご面倒を、なにかと譲受人の方が担ってこられた様です。その方がお亡くなりになって相続されたのが、今回の譲渡人となり、相続を受けた譲渡人の方は、現在島外に住んでおられるため、八丈の農地を保有していても仕方が無いとのことで、この度お世話になってこられた譲渡人に、農地をお譲りしようとの思いで、3 条申請にいたった様です。

番号 1・2 農地ともに島内就農者の耕作地として活用されるのは喜ばしいことかと見込まれますので、3 条許可いただけますようよろしくお願いいたします。

議長 はい。では他の委員よりなにかご質問やご意見等ありますか。
……ご意見なければ議案第 1 号を許可することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決しました。

議長 続いて、議案第 2 号へ移ります「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

平成 30 年 3 月 23 日提出八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝。

番号 1、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、面積 2,011 m²、合計筆数 1 筆となり合計面積は 2,011 m²となります。

内容といたしましては、新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●、利用目的はアシタバ他野菜類との計画です。

設定期間は H30. 4. 1 から 5 年間の設定ですので満了日は H35. 3. 31 となります。年間賃借料は年 20,000 円となっております。

番号 2、農地の所在・大字●●●番、登記・山林、現況・畑、農振区分・農用内、面積 3,056 m²、合計筆数 1 筆となり合計面積は 3,056 m²

内容といたしましては更新での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●利用目的はロベレニーとの計画です。

設定期間は H30. 4. 1 から 5 年間の設定ですので満了日は H35. 3. 31 となります。

年間賃借料は無償となっております。

それでは所在等の説明に移って参ります。

…【対象地所在説明】…

最後に許可要件等につきましてご説明いたします。

番号 1 の利用権の設定を受ける方につきましては、農業に専念して励んでおられる状況、土地の整備が済んでいる現状の容態から常時従事・全部効率利用は問題ないものと見込んでおります。

番号 2 の利用権の設定をうける方につきましては、認定農業者となっており、更新の利用状況からも全部効率利用・常時従事は問題ないものと見込んでおります。

議長 説明が終わりました。地区推進委員 3 番から意見を伺いたいと思います。3 番推進委員お願いします。

推進委員 3 番 はい。事務局から説明ございましたとおり、現地確認へ覗ったところ畑としての整備が済んでおり、野菜やアシタバ耕作になんの支障も無い状況かと思われます。

議長 はい。それでは次は農業委員からの意見を伺いたいと思います。4 番委員お願いします。

農業委員 6 番 はい。利用権の設定をする方につきましては、酒造業も営んでおられますが、自身が高齢となり、担い手としていた息子さんにも数年前に先立たれてしまい、農業の方には手が回らない状況を伺っております。利用権設定を受ける方については、以前はサラリーマンでしたが、退職されてからは農業に力を入れ始め、特に野菜類は大規模耕作を手掛けたい意欲を伺っているところでしたので、本件も経営地拡大の一環かと捉えております。
利用権設定することに何も問題はないものかと思われます。

議長 はい。ではほかにご質問やご意見ございますか。

議長 ご意見なければ議案第 2 号を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認と決しました。

議長 次は報告第 3 号の前回総会の経過でございますが、皆様に配布された資料のとおりとなっておりますので、各自ご確認願います。

報告第 4 号に移りまして、「台風 21 号・22 号より生じた塩害による切葉・切花栽培品の回復支援について」事務局説明をお願いします。

主査 はい。報告第 4 号「台風 21 号・22 号より生じた塩害による切葉・切花栽培品の回復支援について」

平成 30 年 3 月 23 日 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝。

平成 29 年 11 月 27 日八丈町への意見・要望といたしまして、提出いたしました表題の件に関しまして、別紙 1 のとおり支援施策実施の回答をいただき、3 月 12 日には当委員会会長並びに職務代理者との回答面談が行われましたことご報告いたします。

綴り 2 枚目が回答書面となり、3 枚目は樹勢回復事業展開に向けた資料、4 枚目が資料を基に策定いたしました回復事業実施要領となっております。補足詳細については次長の方から説明がございます。

次長 はい。ロベの樹勢回復事業について概要説明させていただきます。まずは資料 3 枚目をご覧ください。今回農業委員会からの塩害被害における意見を受けましたことで町の産業系の対応案として樹勢回復事業を計画いたしました。表の出荷状況表にもございますとおり出荷数が半分ぐらいにまで落ち込んでおります。

それに対し、意見書にもございますとおり、市場のロベレニーのニーズは高く、まだまだ出荷量を増加してほしいリクエストがある最中での、出荷量低迷に町も危機感を感じての支援事業となります。

当事業には島しょ農協にもご協力いただき、科学肥料 4,000 袋をまとめて仕入れてもらうことで 1 袋あたりの価格を抑え、購入希望者の購入費の半分を町が助成する事業となっております。

現在事業が進んでいる中での申請の状況として、3 月 19 日時点取りまとめですが、申請 216 件、申請袋数 4,560 袋となっております。

当事業、町の上限予算は 4,000 袋分までとしておりますので、農協さんの方で申請者の申請数量を調整していただき、助成対象となる肥料の総合計数は 4,000 袋に合わせてもらっています。なお、各申請農家さんへ配布するための決定通知は 3 月 21 日には送っているものと思われま。

塩害に関する助成支援施策につきましては、都議会、町議会、国と色々な機関の方々にもご心配いただいておりますこと、この場を借りてご報告させていただきます。

当事業各農家さんが 4 月には肥料をまけるよう 3 月末で事業完了するようにしておりますので、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

…【スケジュール説明】…

ロベの樹勢回復事業に関しまして説明は以上となります。

議長 事務局からの説明が終了しましたが、ご質問ございますか。

…無いようですので、それでは次の報告に移ります。報告第 5 号に移りまして、「農地利用状況調査結果と利用意向調査の実施状況について」事務局説明をお願いします。

主査 はい。報告第 5 号「農地利用状況調査結果と利用意向調査の実施状況について」

平成 30 年 3 月 23 日 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝。

本年度 10 月から 12 月までとタイトなスケジュールにも関わらず、利用状況調査の労務委員の皆様にご負担いただきましたことお礼申し上げます。

1 ページ上部の調査概要については説明省略させていただきます 2 ページ、3 ページの資料内容

から説明させていただきます。

記入提出していただいた筆図面はその情報を表計算ソフトに入力していく上で、調査漏れになってしまっている筆で、50㎡以上の筆については、事務局の方で調査に伺ったりもしました。集約された情報の集計が3ページ目の農地利用状況調査の結果表となります。

そして2ページ目の「3の平成29年度島内遊休農地より利用意向調査を実施する農地」に移りまして3ページの△印の筆の内、前年度の意向調査に係らなかった筆が223筆237,790㎡存在しますが、この数字から実際に意向を伺っても借り手が手を挙げないであろう農地及び通知分宛先不明瞭と見込まれる筆を意向調査から除外するものとして1つ目が新規発生△筆の内、50㎡以下狭小地及び判る範囲ですが、他筆への導線など用途目的ある筆110筆27,952㎡。

2つ目が登記上の名義、つまりは地図システムの名義となりますが、その登記上所有者の住所が「八丈町」ではあるものの、現存する八丈町民と氏名・住所が合致しない名義の筆、そのほとんどが相続未登記筆かと見込まれますが70筆84,675㎡ございます。

前述2点を除外いたしますと筆数は43筆125,163㎡となり同一所有者をまとめますと32件宛に意向調査を実施する運びとなっております。

今後のスケジュールについてご説明いたします。

…【スケジュール説明】…

説明は以上となります。

議長 事務局からの説明が終了しましたが、ご質問やご意見ございますか。

…無いようですので、それでは次の報告に移ります。報告第6号に移りまして、「農地利用状況調査結果と利用意向調査の実施状況について」事務局説明をお願いします。

主査 はい。報告第6号「農地利用配分計画について（農地中間管理事業における東京都指定機関の変更）」

平成30年3月23日 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝。

これまで、東京都に属します市区町村の農地中間管理事業における東京都指定団体は東京都農林水産振興財団が担っておりましたが、来月4月を以って東京都農業会議へ指定団体を変更する運びとなっております。これまで当委員会では協議2回を経て表にございます13筆が事業対象となっておりますので、今回報告として一覧表化することで全体象が判る資料とした次第にございます。

指定団体変更に伴い契約期間、借借金額に変更はございませんが支払時期が変更になるとのことを伺っています。

事務局からの報告は以上となりますが、支庁さんからの補足ございましたらお願いいたします。

八丈支庁 はい。では、補足として説明をさせていただきます。事業自体には全くの変更ございません。これまで農地中間管理機構は東京都農林水産振興財団でしたが、東京都農業会議へ機構は移管されることとなります。

理由といたしましては、これまで東京都内における農地に関する取り扱いが東京都農林水産振興財団と東京都農業会議の二つに分かれていました。農業振興地域に関することは財団、それ以外の農地については農業会議と、取り扱いが分かれており、不便な点もございましたので、そこを一本化しようというところがございます。また、農地流動化の観点からも、各農業委員会さんにご協力いただいておりますことを考えますと、各農業委員会と密接な農業会議が農地を取り扱うことに適しており、移管されることによって今までよりもスムーズな事業展開が図れるものと思われまます。補足の説明は以上となります。

議長 事務局、八丈支庁さんからの説明が終了しましたが、ご質問ございますか。
…無ければ、報告は全て終了いたしましたので次へ移ります。